



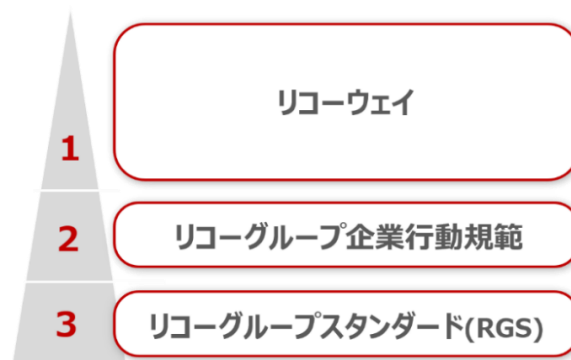
**リコーグループ^o
企業行動規範**

目次

はじめに	1
1. 経営トップの率先垂範	2
2. お客様・社会の期待を超えた価値提供	3
3. 人権を踏まえた行動	4
4. 魅力あるワーク&ライフの追求	6
5. 地球環境の保全	7
6. コミュニティとの共生	8
7. 公正な企業活動の徹底	9
8. 適切な情報マネジメントによる信頼獲得	16

はじめに

リコーグループは、公正かつ自由な競争の下、社会に有用な付加価値および雇用の創出と自律的で責任ある行動を通じて、持続可能な社会の実現を牽引する役割を担っています。そして役員・従業員一人ひとりが共通の価値観に基づいて行動できるように、リコーグループ内の企業コンセプト群は、『リコーウェイ』・『リコーグループ企業行動規範』（以下「本規範」という）・『リコーグループスタンダード (RGS)』というシンプルな三層構造になっています。本規範は、リコーグループの役員・従業員一人ひとりが、『リコーウェイ』を実践し、社会的責任を果たすために、国の内外において関係法令、国際ルールおよびその精神を理解し遵守しつつ、高い倫理観を持って行動するという観点から、リコーグループ各社、それらの役員および従業員の基本的な行動の規範を定めたものです。



リコーウェイ

創業の精神

三愛精神 創業者 市村 清「人を愛し 国を愛し 勤めを愛す」

使命と目指す姿

“はたらく”に歓びを

“はたらく”に寄り添い変革を起こしつつけることで、人ならではの創造力の発揮を支え、持続可能な未来の社会をつくります。

価値観

CUSTOMER-CENTRIC

お客様の立場で考え、行動する

PASSION

何事も前向きに、情熱を持って取り組む

GEMBA

現場・現物・現実から学び改善する

INNOVATION

制約を設けず、柔軟に発想し、価値を生み出す

TEAMWORK

お互いを認め合い、すべての人と共創する

WINNING SPIRIT

失敗をおそれず、まずチャレンジし、成功を勝ち取る

ETHICS AND INTEGRITY

誠実に、正直に、責任を持って行動する

1.

経営トップの率先垂範

- － 本規範を率先垂範する
- － 実効あるガバナンス体制を確立する
- － 本規範に反する行為については、自ら解決を図り、説明責任を果たす
- － 本規範に反する行為については、自らも含め厳正な処分を行う

経営トップは、本規範の精神の実現が自らの役割であることを認識し、率先垂範の上、社内ならびにグループ企業にその徹底を図ります。あわせて自然災害などに備え組織的な危機管理を徹底します。また、社内外の声を常時把握し、実効あるガバナンス体制を確立します。

本規範に反するような事態が発生したときには、経営トップ自らが問題解決にあたる姿勢を内外に明らかにし、原因究明、再発防止に努めます。また、社会への迅速かつ的確な情報の公開と説明責任を遂行し、権限と責任を明確にした上、自らを含めて厳正な処分を行います。

2.

お客様・社会の期待を超えた価値提供

リコーグループ各社は、事業活動を通じて社会課題の解決を図るとともに、お客様の“はたらく”に寄り添い、人ならではの創造力の発揮を支えることで、働きがいと経済成長が両立する持続可能な未来の社会づくりに貢献します。また、法規制、安全性、セキュリティを含む社会的責任や信頼性などの基本的な品質の担保に加えて、製品・サービスを通じ、お客様や社会の期待を超えた価値を提供します。

① お客様の課題解決に取り組む

役員および従業員は、お客様の課題を積極的に把握し、その解決・改善に取り組むとともに、充足感、達成感、自己実現の実感につながる“はたらく”の変革を提供します。

② お客様の信頼獲得に努める

役員および従業員は、お客様へ提供する製品・サービスについて、品質、安全性、セキュリティ、信頼性、環境保全、多様性を考慮した使いやすさを意識し、開発を行います。

③ お客様の満足度向上を図る

役員および従業員は、お客様の満足度を常に把握するように努め、より高い満足度が得られるよう製品・サービスを改善します。

④ 事業を通じて社会課題の解決を図る

役員および従業員は、社会起点で世の中を捉え、個人の行動・スキル、事業にかかわるリソースを活かして、事業活動を通して社会課題を解決する取り組みに貢献します。

◎関連方針・標準：「リコーグループ TQM 規定」(RGS-共マ A0005)
「リコーグループ品質保証規定」(RGS-共マ A0001)
「リコーグループ製品安全規定」(RGS-共マ A0002)
「リコーグループ技術倫理憲章」

3.

人権を踏まえた行動

リコーグループ各社は、「世界人権宣言」ならびに「国連ビジネスと人権に関する指導原則」の内容を尊重し、差別や偏見のない、多様性に配慮した職場づくりを目指します。この原則は採用、教育・研修、評価、昇格、報酬などの雇用上のすべての機会に適用されます。そして、リコーグループと同様の対応をすべてのグループ企業のサプライヤーおよびビジネスパートナーにも求めます。

3.1 ステークホルダーの人権尊重

リコーグループ各社は、すべてのステークホルダー（全従業員、サプライヤー、ビジネスパートナー、先住民族を含む地域社会の人々、お客様）の人権を尊重します。不当な労働を排除するとともに、若年労働者の権利保護、結社の自由と団体交渉権を尊重し、報酬は公平で公正な報酬体系に基づき本人の能力・経験や成果に応じて、最低賃金以上の適切な賃金を支払います。

① 一切の差別を排除する

役員および従業員は、個人の基本的な人権を尊重し、各国の法令を踏まえ、性別、年齢、国籍、人種、民族、思想、信条、宗教、社会的身分、雇用形態、婚姻状況、妊娠状況、門地、性的指向や性自認、身体的特徴、疾病、障がいなどによる差別をしません。

② 職場環境

役員および従業員は、多様性を尊重し、健康で安全な労働環境の構築のため、職場内における性別や地位、職権などを背景とした個人の尊厳を精神的・肉体的に傷つける行為（セクシュアルハラスメント、パワーハラスメント、マタニティハラスメントなど）を行いません。また適正な労働時間の管理、プライバシーを尊重します。

③ 不当な労働を排除する

役員および従業員は、拘束（債務による拘束を含む）、囚人労働などいかなる形態の強制労働や、児童労働、人身売買も認めません。

3.2 人権デュー・ディリジェンス

リコーグループ各社は、事業活動やサプライチェーンを通じた人権リスクを評価、特定し、人権への負の影響を経営層に報告します。経営層の責任の下、人権リスクの防止・軽減に継続して取り組んでいきます。

3.3 救済措置

リコーグループ各社は、救済措置として、報復の恐れなく人権に関する懸念を通報できる制度と対応メカニズムを提供し、申し立てがあった場合には速やかに調査し、救済措置を適宜講じます。

◎関連方針・標準：「リコーグループ人権方針」
「ダイバーシティ&インクルージョン方針」
「人権侵害防止標準」(RGS-共人 C0001)
「ハラスメント等防止標準」(RGS-共人 C0002)
「就業規則」

4.

魅力あるワーク&ライフの追求

リコーグループ各社は、すべての役員・従業員および協力者が安心・安全で快適に働くことができる職場環境を構築し、効率のかつ創造的な職場づくりを推進します。

また、多様性を尊重し、すべての役員・従業員が柔軟に働ける環境、子育て・介護・治療などと両立可能な環境を整え、一人ひとりがイキイキと働き、個人およびチームとして最大のパフォーマンスを発揮するため、キャリア形成や能力開発・スキルアップを継続的に支援し、「会社の発展」と「個人の幸福」の実現を図ります。

① 安心・安全で快適な職場環境を構築する

役員および従業員は、安全対策の徹底による労働災害の防止、疾病予防、緊急時の備え、産業衛生管理に努め、安心・安全で快適な職場環境を構築します。

② 対話により職場環境を高め続ける

役員および従業員は、協議・対話の機会を持ち、互いに知恵を出し合い、積極的かつ建設的に協議をすることを通じ、より良い職場環境を構築します。

③ 自律的かつ柔軟な働き方で、ワークライフ・マネジメントを実現する

役員および従業員は、自律的かつ柔軟な働き方で、仕事の充実と自らの生活の充実を図ります。

5.

地球環境の保全

リコーグループ各社は、環境保全を地球市民としての責務として認識し、環境技術革新とバリューチェーン全体の環境保全と事業成長を同軸と捉える環境経営を通じて、継続的な企業価値向上に自ら責任を持ち全員参加で取り組みます。

① 脱炭素社会の実現に貢献する

役員および従業員は、中長期のライフサイクル CO₂削減目標に向けて、原材料調達や生産ステージはもちろん、販売、物流など、あらゆるステージで環境負荷削減活動に取り組みます。

② 循環型社会の実現に貢献する

役員および従業員は、資源ロスの抑制と資源循環による有効利用、および水資源の適正利用をグローバルに推進します。

③ 環境リスクの低減活動に取り組む

役員および従業員は、リスク管理の考え方にに基づき、化学物質の使用・排出量の削減と適正管理を徹底し汚染予防にグローバルで取り組みます。

④ 自然保護、生物多様性の保全に取り組む

役員および従業員は、生き物の営みによる恩恵を得、生物多様性に影響を与えながら事業活動を行っているという事実を踏まえ、生物多様性への影響を削減するとともに自然保護、生物多様性保全に貢献する活動を積極的に行います。

◎関連方針・標準：「リコーグループ生物多様性方針」
「リコーグループ環境綱領」
「リコーグループ環境マネジメント規定」(RGS-共環A0001)

6.

コミュニティとの共生

リコーグループ各社は、国または地域の文化や慣習を尊重し、ステークホルダーの関心に配慮し、重点分野を定め継続的に活動することで、意志と責任を持って社会へ貢献します。

① 世界の文化、慣習を尊重する

役員および従業員は、世界各国、各地域の歴史、文化、慣習を尊重し行動します。

② 地域社会に寄与する社会貢献活動を実践する

役員および従業員は、リコーグループが地域社会から歓迎され、親しまれ、信頼されるために、地域社会の文化的、経済的な発展を図る地域社会に密着した社会貢献活動に努めます。

③ 社会貢献活動を重んずる企業風土を醸成する

役員および従業員は、ボランティア活動などの社会貢献活動の実践を通じ、社会貢献活動を重んずる企業風土の醸成に取り組みます。

7.

公正な企業活動の徹底

7.1 自由な競争および公正な取引を行う

リコーグループ各社は、各国、地域において適用される独占の禁止、公正な競争、および公正な取引に関する法令および規則を遵守し、これらの基本ルールを逸脱する行為を行いません。

① 自由な企業活動を相互に制限する話し合い、協定を行わない

役員および従業員は、同業他社との間で、入札の条件、商品の価格、販売条件、利益、シェア、販売地域などについて、自由な企業活動を相互に制限する話し合い、協定を行いません。

② 取引上の立場を利用しない

役員および従業員は、取引上の立場を利用して、お取引先に不利益な取引条件を押しつけたり、お取引先と第三者との取引について制約をしません。

③ 不適切な表示や過大な景品・賞金の提供を行わない

役員および従業員は、お客様の正常な商品選択を誤らせる恐れのある不適切な表示や過大な景品・賞金の提供を行いません。

◎関連方針・標準：「リコーグループ下請法遵守基本規定」(RGS-共法 A1002)
「リコーグループカルテル防止基本規定」(RGS-共法 A1009)
「入札談合防止管理標準」(RGS-共法 C1001)
「独占禁止法遵守マニュアル」

7.2 適正な輸出入管理を行う

リコーグループ各社は、国際的な平和と安全の維持を目的とする安全保障貿易管理および適正な輸出入手続きを実現するため、所在国／地域の輸出入に関する法令など（日本所在のグループ各企業の場合は「外国為替および外国貿易法」および「関税法」）、米国の輸出入に関する法令など、および貿易相手国の輸出入に関する法令などに反する行為を行いません。

① 取引対象貨物／技術の該非判定

役員および従業員は、取引対象貨物（商品、部品、設備、原材料）およびその関連技術を、社内規則に定められた手順に従い、輸出入規制に該当するかどうかをあらかじめ判定し、その結果を記録します。

② 審査および取引審査（輸出入許認可の必要性審査）

役員および従業員は、貨物の輸出入取引、またはその関連技術の提供を行う際は、該非判定、顧客審査および用途要件などの審査結果に基づき、輸出入関連法令による規制を受け、許認可が必要かどうかを事前に確認します。また、規制を受けることが確認された場合にはその規制に従い、適正な輸出入手続きを行います。

③ 不拡散型輸出管理

役員および従業員は、貨物の取引、または技術の提供を行う際は、該非判定の結果にかかわらず、不拡散型輸出管理の精神に基づき、自主的な管理を行います。

役員および従業員は、取引する貨物、提供する技術が、兵器関連への転用・開発などに使用される、または使用される恐れがある場合は、取引を行いません。また、その疑義がある場合は、厳格に顧客審査、取引審査を行い、審査の記録を残した上で、取引の可否については輸出入関連法令遵守規定もしくは「リコーグループ輸出入関連法令遵守規定」で定める輸出入管理責任者が決裁を行います。

◎関連方針・標準：「リコーグループ輸出入関連法令遵守規定」（RGS-共貿 A0001）
「インボイス記載事項」（RGS-共貿 C0002）
「リコーグループ国際取引規定」（RGS-共貿 A0003）
「原産国管理標準」（RGS-共貿 C0004）
「輸出規制品の管理標準」（RGS-共貿 C0005）
「リコーグループ輸出入管理ハンドブック」（リコーグループ輸出入管理委員会統括部門発行）

7.3 責任ある調達を推進する

リコーグループ各社は、サプライチェーンにおける ESG（環境・社会・ガバナンス）に配慮し、それぞれの分野の様々な課題に対応して、それらの課題の解決や改善にサプライヤーとともに取り組むことが、健全な企業への発展の原動力となり、最終的には持続可能な社会を実現すると考え、長期的な企業価値向上の観点から取り組みを進めます。

① 調達ガイドラインを提示して協力を要請する

役員および従業員は、サプライヤーに対し、その果たすべき社会的責任の具体的内容を提示し、遵守を要請します。

② 取り組み状況を確認し改善を支援する

役員および従業員は、「リコーグループ サプライヤー・パートナー行動規範」、および調達ガイドラインの遵守および取り組み状況について、ヒアリングや情報交換などで確認するとともに、必要に応じてサプライヤーにおける改善に向けた支援を行います。

③ 責任ある鉱物調達

役員および従業員は、紛争地域および高リスク地域における鉱物採掘や取引によるいかなる人権侵害にも加担しないようリコーのサプライチェーンにおける「責任ある鉱物調達」の実践に取り組みます。

◎関連方針・標準：「リコーグループ サプライヤー・パートナー行動規範」
「リコーグループ 責任ある鉱物調達方針」
「グリーン調達基準」
「環境影響化学物質管理基準」
「CMS ガイドライン」

7.4 商習慣を逸脱した接待、贈答などを行わない

リコーグループ各社は、接待、贈答などの授受に関して、贈賄行為はもとより、一般的なビジネス慣習を逸脱した行為を一切行いません。

① 公的機関の職員、政府関係者に対する接待、贈答などについて

役員および従業員は、公務員または外国公務員に対する金銭・贈答品・接待・その他の利益の提供（円滑化のための支払いを含む）の申し入れ、かかる提供の約束、または提供をしません。

② 上記以外のお取引先に対する接待、贈答などについて

役員および従業員は、公務員または外国公務員以外の相手方に対して、当該国・地域の腐敗・贈収賄禁止法令に照らして適法かつ一般的なビジネス慣習の範囲内であり、リコーグループ各社が定める決裁権限者が承認する場合を除いては、金銭・贈答品・接待・その他の利益の提供の申し入れ、かかる提供の約束、または提供をしません。

③ 接待、贈答などの受領について

役員および社員は、当該国・地域の腐敗・贈収賄禁止法令に照らして適法かつ一般的なビジネス慣習の範囲内であり、リコーグループ各社が定める決裁権限者が承認する場合を除いては、金銭・贈答品・接待・その他の利益の提供の申し出の承諾、または受領をしません。

◎関連方針・標準：「リコーグループ贈収賄防止規定」（RGS-共統 A0009）

7.5 公的機関との取引および政治献金の関連法令を遵守する

リコーグループ各社は、公的機関との取引、政治献金および選挙活動について、関連法令を遵守します。

① 厳正な対応を行う

役員および従業員は、官公庁や地方公共団体などの公的機関との取引を行う際は、取引方法などを規定した関連法令に従った厳正な対応を行うとともに、法的な問題はないか、常に注意を払い行動します。

② 不法な政治献金および選挙活動協力を行わない

役員および従業員は、法令で認められる場合を除き、企業活動に関連して政治家（含候補者）または政治団体に対する政治献金や選挙活動への協力について、直接または間接を問わず行いません。

◎関連方針・標準：「リコーグループ贈収賄防止規定」（RGS-共統 A0009）

7.6 反社会的行為への関与の禁止

リコーグループ各社は、暴力、脅迫、詐欺などを行う組織犯罪集団、および経済的利益を追求するグループ・個人・また組織犯罪集団以外の一見、合法と思われる反社会的勢力に対して毅然とした態度で臨み、関係を一切持ちません。

① 反社会的な活動や勢力との関係を一切持たない

役員および従業員は、市民社会の秩序や安全に脅威を与え、経済活動に障害となる反社会的な活動や勢力との関係を一切持ちません。

② 反社会的勢力からの不当な要求に妥協をしない

役員および従業員は、反社会的勢力から不当な要求を受けた場合、金銭などによる妥協をしません。役員および従業員は、事態発生時は直ちに上司に報告し、上司は自社の反社会的勢力対応主管部署に連絡します。

③ 反社会的勢力との取引を行わない

役員および従業員は、反社会的勢力とは、一切取引を行いません。

◎関連方針・標準：「反社会的勢力への対応標準」（RGS-共総 C0004）

7.7 会社の利益と対立するような個人的行為を行わない

リコーグループ各社は、役員および従業員の個人的な行為が、リコーグループの企業活動に不利益を及ぼす場合、あるいはその恐れがある場合には、これを認めません。

① 会社に報告する

役員および従業員は、会社の利益と対立するような、あるいは対立する恐れのある行為をしてはならず、もし利益相反を含むこのような状況が生じた場合には、役員および従業員は、上司に対してその旨を報告します。

② 事前に会社の許可を得る

役員および従業員は、他の企業や団体の役員に就任したり、社員として雇用契約を結ぶ場合には、事前に会社の許可を受けます。

③ 許可なく競合する業務活動を行わない

役員および従業員は、事前に会社の許可を受けることなく、リコーグループの行う取引と競合する活動を自ら行ったりあるいは競合会社の経営者になるなど、リコーグループと競合する業務活動を行いません。

◎関連方針・標準：「就業規則」

8.

適切な情報マネジメントによる信頼獲得

8.1 企業秘密を適正・厳重に管理する

リコーグループ各社は、業務上創出され、取得される情報を、その重要度に応じ企業秘密として適正・厳重に管理します。

また、自ら収集・使用する第三者（お客様、お取引先、ご協力会社など）の情報や第三者から預託を受けた情報も、同様にその重要度に応じ企業秘密として管理します。

① 管理ルールを守る

役員および従業員は、業務において情報、資料、書類などを創出、取得した場合には、上司に報告するとともに、リコーグループ各社の関連規定などに従い、管理します。また、退職後においては、リコーグループ各社が定める企業秘密の漏洩防止のための書面の内容に従います。

② 権限に従い開示を行う

役員および従業員は、社内外を問わず、業務に関する質問または資料提供の要請を受けた場合には、質問に対する回答の権限、資料提供の要請に応える権限を有することが明確な場合を除き、その扱いについて上司の指示を仰ぎます。

③ 私的使用を行わない

役員および従業員は、企業秘密を、会社の業務に関してのみ使用し、在職中のみならず退職後も、自己または第三者のために使用しません。

④ 不正な手段によって取得しない

役員および従業員は、第三者の情報を不正な手段を用いて取得しません。

⑤ 目的・条件以外には使用しない

役員および従業員は、契約に基づき知り得た第三者の情報を使用する際は、その契約に定められた目的・条件に従います。

⑥ ソーシャルメディアでの発言

役員および従業員は、ソーシャルメディアを使う場合は社内規則や方針を遵守し、個人としてリコーグループに関連した発言をする際は、リコーグループとの関係性を明示した上で個人的な見解であることを明記します。

◎関連方針・標準：「リコーグループ企業秘密管理規定」（RGS-共セ A0001）
I S M S 管理標準（認証取得組織向け）（RGS-共セ C1001）
I S M S 管理標準（運用組織向け）（RGS-共セ C1002）
リコーグループソーシャルメディアポリシー（RGS-共宣 A0002）

8.2 インサイダー取引を行わない

リコーグループ各社は、業務上知り得たインサイダー情報を金銭上の利益のために利用するなどの、証券市場の健全性・公正性を阻害する行為を行いません。

① 第三者に口外しない

役員および従業員は、業務の過程またはその結果として知り得たリコーグループまたは他社のインサイダー情報を、業務上必要と認められる者以外に知らせません。

② 私的利用を行わない

役員および従業員は、業務の過程またはその結果として、リコーグループまたは他社のインサイダー情報を知った場合は、リコーグループおよび他社の株式などの売買その他の取引を行いません。

※「インサイダー情報」とは、まだ公表されていない増減資、新製品、業務提携、売上高、経常利益などの重要な内部情報をいう。

◎関連方針・標準：「リコーグループインサイダー取引防止規定」（RGS-共統 A0003）

8.3 個人情報適切に管理する

リコーグループ各社は、お客様や社員などの個人情報を適切に管理、運用します。

① 関連法令、社内規則に従って取り扱う

役員および従業員は、プライバシー尊重を目的とした個人情報保護の重要性を認識し、個人情報の収集、保管、加工、利用、提供、廃棄において関連する法令および社内規則に従い適切に取り扱います。

◎関連方針・標準：「リコーグループ AI 活用基本方針」
「リコーグループ個人情報保護基本規定」(RGS-共セ A2001)
「リコーグループ特定個人情報取扱基本規定」(RGS-共セ A2002)

8.4 知的財産の適切な保護と活用に努める

リコーグループ各社は、リコーグループにとって重要な財産である知的財産にかかわる創作活動を奨励し、その適切な保護と活用に努めます。

① 速やかな届け出を行う

業務に関連して創作された知的財産は、すべて会社に帰属します。
役員および従業員は、業務に関連した知的財産（特許の場合は、自由発明を含む）について、速やかに会社へ届け出を行います。

② 第三者の権利を尊重する

役員および従業員は、業務を遂行する上で、第三者の権利を尊重し、その権利を侵害しないよう対応します。

③ 開示・提供手続きを守る

役員および従業員は、知的財産の学会発表や新規ビジネスモデルの実施などによる第三者への開示、知的財産のライセンスや譲渡などによる第三者への提供は、リコーグループの方針に従い、正当な手続きを経て行います。

※ここでは「知的財産」とは、特許、実用新案、意匠、商標、プログラムの著作権、回路配置利用権などをいう。

◎関連方針・標準：「リコーグループ知的財産規定」(RGS-共知 A0001)

8.5 会社の資産を保護する

リコーグループ各社は、会社の資産（商品、備品、情報など有形・無形の資産）を管理するためのルールを定め、厳格にこれを運用します。

① 適正に管理する

役員および従業員は、会社の資産を、所定のルールに従って適正に管理します。

② 不正使用しない

役員および従業員は、会社の資産を業務目的以外に使用せず、私的用途に流用するなど不正に利益を得るような行為はしません。

◎関連方針・標準：「就業規則」

8.6 適正な情報提供を行う

リコーグループ各社は、幅広いステークホルダーとの双方向コミュニケーションを促進し、企業情報を積極的かつ適切・公正に開示します。

① 積極的な情報の提供を行う

リコーグループの企業姿勢を正しく伝えることが社会との相互理解を深める第一歩です。より多くの人々にリコーグループを正しく知っていただき、双方向のコミュニケーションを進めるために、役員および従業員は、各社の適正な手続きを踏んで社会に向けて、タイムリーな情報提供活動を積極的かつ公正に行います。

② 正確な記録と報告を行う

役員および従業員は、関連法令および社内規則などに従い財務・会計に関する記録および報告を作成します。また、それらの記録および報告は、完全、公正、正確、適時、かつ理解しやすい内容で作成します。

◎関連方針・標準：「リコーグループ広報規定」(RGS-共広 A0001)

行動規範に関する懸念・疑問に関する相談、通報に関して

役員および従業員は、行動規範に反している、あるいは反している可能性があることを発見した場合は上司や関連部署に報告を行います。難しい場合には、リコーグループ内部通報制度や各社の相談窓口へ報告します。

誠実に通報を行ったこと、調査に協力したことを理由として不利益に取扱う行為をしません。

◎関連方針・標準：「リコーグループ内部通報制度 基本規定」(RGS-共統 A0005)
「リコーグループ共通内部通報制度運用標準」(RGS-共統 C0002)

その他（定義・運用）

定義

本規範において各用語の定義は、以下の通りとします。

- (1) 「リコー」とは、株式会社リコーをいう。
- (2) 「リコーグループ」とは、リコーおよび連結決算対象会社を総称していう。
- (3) 「リコーグループ各社」とは、リコーグループの個々の会社をいう。
- (4) 「役員および従業員」とは、リコーグループ各社の取締役、監査役、執行役員、理事、各社の就業規則の適用を受ける者、その他各社と雇用関係のある者（パートタイマー、アルバイトを含む）をいう。

運用

運用については、「リコーグループ企業行動規範運用標準」(RGS-共責 C0001) で定めています。日常の業務遂行にあたっては、各項目の関連方針・標準、および各社標準・ルールに基づき行動してください。

リコーグループ企業行動規範

2023年10月 改訂
2018年10月 施行

株式会社リコー ESG戦略部

東京都大田区中馬込 1-3-6 (〒143-8555)

Copyright 2003, 2008, 2013, 2018, 2023
RICOH COMPANY, LTD. All rights reserved.
